

海外旅行傷害保険

帰国後保険金を請求される場合には、現地でしか手配できない下記の太線枠内の資料を忘れずにお持ち帰りいただき、事故の日からその日を含めて30日以内に下記のフリーダイヤルに事故の内容をお電話にてご報告ください。
(キャッシュレスメディカルサービスを利用し、治療等の費用を負担していない場合は、この手続きは不要となる場合があります。)

- ◎印は原則として必要な書類。
 - 印は場合によって必要となる書類。
 - △は当会社所定用紙があるものです。
- (各請求書類はコピーしたものでは認められません)

※家族特約対象者は、下記に加えて健康保険証の写し、住民票等が必要となります。
※下記記載以外の書類等が必要な場合がございます。その場合は別途ご案内いたします。

ジェイアイ傷害火災保険
(JTB 旅カード事故受付デスク)

☎ 0120-370-306

(24時間年中無休)

保険金 請求書類	保険金 種類	傷害死亡 保険金	傷 害 後遺障害 保険金	傷害・疾病 治療費用 保険金	個人賠償責任保険金		救援者費用 保 険 金	携 行 品 損害保険金 (ゴールドのみ)	ご案内
					対人	対物			
現 地 で し か 手 配 で き な い 書 類	医師の診断書			◎	◎	◎			現地発行のものをお持ち帰りください。
	治療費の明細書 および領収書			◎	◎				病院への支払が済んでいない場合は病院からの請求書で結構です。
	死亡診断書または 死体検案書	◎						◎	診断書または検案した医師または病院発行のもの
	事故証明書	◎	◎	○ (傷害の場合)	○	○	○	◎	最寄警察署または官公署発行のもの。やむを得ない場合、第三者の証明で進めさせていただくことがあります。
	支出を証明する 書類			○			◎		現地で支出した費用の領収書
	示談書・示談金 領収書					◎	◎		現地で示談を行う場合作成してください。ただし、示談を行う前にジェイアイ傷害火災保険(株)までご相談ください。
	損害額(修理費等) を立証する書類							◎	損害を与えたものの価格、修理費等を証明する書類(修理費用見積書、修理費領収書)、写真など。
購入時の価格・購入先 を示す書類						○	◎	損害品の購入時の領収書、保証書など。	
損害品の修理見積書 および写真						○	◎		
除籍謄本	◎								市区町村役所で発行
法定相続人の 戸籍謄本	◎								同上
委任状	○								必要な場合はジェイアイ傷害火災保険(株)からご連絡いたします。
△後遺障害診断書			◎						送付申し上げます。
△保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	事故のご報告後郵送させていただきます。
パスポート*	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	日本出国・入国のスタンプページ* および顔写真ページのコピー *自動ゲートなどで出入国スタンプがない場合は、 航空機搭乗券やeチケットのコピーなど、日本の 出入国日が確認できる資料をご提出ください。

*自動ゲートをご利用された場合や、パスポートを盗難された場合などは下記書類のいずれかをご提出ください。

- 往復搭乗券のコピー
- 航空会社の搭乗証明書
- eチケットお客様控のコピー
- (パスポートを盗難された場合)帰国のための渡航書のコピー
- 旅行日程表(旅行会社が発行したもの)のコピー

※上記記載以外の書類等が必要な場合がございます。その場合は別途ご案内いたします。